

災害時における飲料水の提供に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供に関する協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、東御市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、東御市災害対策本部が設置された場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の提供を要請し、乙は、当該要請に基づき飲料水を供給する。

なお、飲料水を調達する必要があると認められるときは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 災害による断水又は避難等により、被災した住民に飲料水を供給する必要があるとき。
- (2) その他、甲が必要と認めるとき。ただし、この場合において、甲は乙に対し、要請の前に協議を行うものとする。

（供給飲料水の範囲及び対価等）

第2条 乙が甲の要請に基づき提供する飲料水及びその対価は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乙は、第4条に基づき設置したメッセージボード型の地域貢献型自動販売機（以下「地域貢献型自動販売機」という。）内の飲料水を甲に無償提供する。
- (2) 乙は、甲の必要とする数量の飲料水を優先的に提供する。提供場所は、避難所等甲の指定する場所に納入するものとする。なお、提供される飲料水の対価は、災害発生前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲は、住民への情報提供のため、地域貢献型自動販売機のメッセージボードを使用することができる。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に飲料水の供給の要請を行うときは、原則文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

2 大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲は乙に対し要請を行うことなく、前条の飲料水を使用することができるものとする。ただし、通信が回復した後速やかに乙に連絡を行うものとする。

（供給範囲の拡大）

第4条 甲及び乙は、第2条の機会の拡大を進め市民の安心の向上に努めるものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

（協議）

第6条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日の属する会計年度から起算して5年間とし、甲、乙いづれから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年7月25日

甲 長野県東御市県281番地2

東御市長

乙 富山県高岡市内島3550番地

北陸コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

覚書

東御市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）が平成20年7月25日に締結した、「災害時における飲料水の提供に関する協定書」（以下「協定」という。）の実施にあたり、次のとおり覚書を取り交わす。

（連絡責任者）

第1条 協定の連絡責任者は、甲においては総務部消防防災課長、乙においては北陸コカ・コーラボトリング株式会社 小諸支店長とする。

（地域貢献型自動販売機の設置場所等）

第2条 乙が、協定第2条第1項第1号のメッセージボード搭載型の地域貢献型自動販売機（以下「地域貢献型自動販売機」という。）を設置する場所及び台数は別表1のとおりとする。

（代理人）

第3条 乙は、次に掲げる者を代理人として選任し、この覚書の総括後における協定に関する一切の事項を委任する。

長野県小諸市和田 976 番地 12

北陸コカ・コーラボトリング㈱小諸支店

小諸支店長 岩渕 一

（小諸支店の支店長に変更があった場合は、変更後の支店長。その後も同様とする。）

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年7月25日

甲 長野県東御市県 281 番地 2

東御市長

乙 富山県高岡市内島 3550 番地

北陸コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

(別表 1)

地域貢献型自販機（メッセージボード搭載型）設置

No.	設置場所住所	設 置 施 設	設置年月日	場所及び台数
1	県 281-2	市役所 ロビー	平成 20 年 6 月 3 日	1 階ロビー 1 台
2	常田	中央公園第 3 駐車場入り口	平成 21 年 7 月 20 日	1 台
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

地域貢献型自販機（メッセージボード搭載型）設置予定

No.	設置場所住所	設 置 施 設	設置年月日	場所及び台数
1	鞍掛 198	市民病院 ロビー		
2	常田 505-1	文化会館 ロビー		
3	鞍掛 177-2	第 1 体育館		
4	鞍掛 163-1	第 2 体育館		
5	県 288-4	中央公民館		
6	大日向 337	総合支所		
7	鞍掛 197	福祉センター		
8	鞍掛 167	武道館		
9				
10				

災害時における大型クレーン作業の提供に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と長門運輸有限会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）時における障害物の除去等のための大型クレーン作業の提供に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う障害物の除去等のための大型クレーン作業を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、防災計画に基づき、障害物の除去等のためのクレーン作業の必要が生じた場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした災害出動要請書（以下「要請書」という。様式第1号）により乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭により要請し、事後要請書を提出する。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する理由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 活動場所、活動内容及び期間
- (5) その他必要事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から障害物の除去等の要請を受けたときは、速やかに作業を開始できる態勢をとり、必要な資機材及び人員等を提供し、災害対策本部の指示に従い、障害物の除去等の作業を実施するものとする。

- 2 乙は、災害の状況により連絡が不可能な場合は、甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき応急措置を実施するものとする。
- 3 甲は、乙の応急措置を円滑に行うために図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（事前計画）

第4条 災害時における応急措置の円滑な実施を図るため、乙は組織体制、連絡体制等を事前に定めておかなければならない。

（報告）

第5条 乙は、第3条の規定に基づきクレーン作業に従事した場合は、隨時その活動内容等の経過を甲に報告するとともにその業務を完了したときは、速やかに次の事項を記載した災害活動報告書（以下「報告書」という。様式第2号）により甲に報告するものとする。

- (1) クレーン作業に従事した人員及び名簿
- (2) クレーン作業に使用した機器類の種類及び台数
- (3) クレーン作業に従事した人員の作業時間数
- (4) クレーン作業に使用した機器類の使用時間数
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく応急措置のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

2 前項の費用の清算価格は、災害発生時における実勢価格とする。

(損害補償)

第7条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事したものが、そのために死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、または障害となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適応がない場合、東御市消防団員等公務災害補償条例（平成16年東御市条例第164号）の規定により補償する。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 クレーン作業従事中に、第三者に対して及ぼした損害に対しては、その賠償方法及び損害額は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第6条に規定する経費及び第7条に規定する損害補償（以下「費用等」という。）の請求については、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払い)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項または疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

附則

(施行期日)

この協定は、平成21年8月6日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年8月6日

甲 東御市県281番地2

東御市長

乙 上田市塩川2500番地53

長門運輸有限会社

代表取締役社長

災害出動要請書

平成 年 月 日

殿

東御市長

印

下記のとおり出動を要請します。

記

災害の内容						
災害の状況						
要請人員	半日	人	一日	人	延べ合計	人
必要な資機材						
活動場所及び内容						
活動期間	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日	午前・午後	時 分	から 午前・午後 時 分
その他						

災害出動報告書

平成 年 月 日

東御市長 殿

印 有限公司

下記のとおり災害出動したので報告します。

記

1 出動人員 合計 人

2 作業機器の種別及び台数

3 大型クレーン作業の内容

(1) 場 所

① 作業者名

② 使用機材及び使用時間

③ 作業内容及び作業時間

(2) 場 所

① 作業者名

② 使用機材及び使用時間

③ 作業内容及び作業時間

(3) 場 所

① 作業者名

② 使用機材及び使用時間

③ 作業内容及び作業時間

(4) 場 所

① 作業者名

② 使用機材及び使用時間

③ 作業内容及び作業時間

(5) 場 所

① 作業者名

② 使用機材及び使用時間

③ 作業内容及び作業時間

(6) 場 所

① 作業者名

② 使用機材及び使用時間

③ 作業内容及び作業時間

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ちいさがた福祉会（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ
 - (2) 防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第1号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

- (1) 受入れを要請する施設名
- (2) 要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等
- (3) 要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (4) 受入れを要請する期間
- (5) その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第6条 甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成22年1月29日から平成23年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年1月29日

甲 東御市県 281 番地 2

東御市長

乙 東御市祢津 351 番地 1
社会福祉法人ちいさがた福祉会

理事長

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と医療法人学思会（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ
 - (2) 防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第1号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

- (1) 受入れを要請する施設名
- (2) 要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等
- (3) 要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (4) 受入れを要請する期間
- (5) その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第6条 甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成22年1月29日から平成23年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年1月29日

甲 東御市県 281 番地 2

東御市長

乙 東御市県 165 番地 1
医療法人学思会

理事長

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と医療法人緑風会（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ
 - (2) 防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第1号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

- (1) 受入れを要請する施設名
- (2) 要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等
- (3) 要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (4) 受入れを要請する期間
- (5) その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第6条 甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成22年1月29日から平成23年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年1月29日

甲 東御市県 281 番地 2

東御市長

乙 東御市祢津 343 番地 2
医療法人緑風会

理事長

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と社会福祉法人みまき福祉会（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ
 - (2) 防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第1号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

- (1) 受入れを要請する施設名
- (2) 要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等
- (3) 要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (4) 受入れを要請する期間
- (5) その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第6条 甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成22年1月29日から平成23年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年1月29日

甲 東御市県281番地2

東御市長

乙 東御市布下6番地1
社会福祉法人みまき福祉会

理事長

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人普通の暮らし研究所（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ
 - (2) 防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第1号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

- (1) 受入れを要請する施設名
- (2) 要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等
- (3) 要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (4) 受入れを要請する期間
- (5) その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第6条 甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼に

より可能な範囲において協力するものとする。

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受け入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成22年1月29日から平成23年3月31日までとする。
ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年1月29日

甲 東御市県281番地2

東御市長

乙 東御市新張2587番地5
特定非営利活動法人普通の暮らし研究所

理事長

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人おもいやり乙女平（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ
 - (2) 防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第1号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

- (1) 受入れを要請する施設名
- (2) 要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等
- (3) 要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (4) 受入れを要請する期間
- (5) その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第6条 甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成22年1月29日から平成23年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年1月29日

甲 東御市県 281 番地 2

東御市長

乙 東御市滋野 736 番地 128
特定非営利活動法人おもいやり乙女平

理事長

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と株式会社ライフサポート陽心（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時等に甲が乙の運営する市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、デイサービス施設、地域密着型サービス施設、障害者自立支援指定障害福祉サービス事業所等において要援護者の緊急受入れを実施するよう、乙に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ
 - (2) 防災計画で定める地区別避難施設及び広域避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした災害時等緊急受入れ要請書（以下「要請書」という。様式第1号。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日要請書を提出するものとする。

- (1) 受入れを要請する施設名
- (2) 要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報等
- (3) 要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (4) 受入れを要請する期間
- (5) その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第6条 甲は、緊急受入れが必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について、協議を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成22年1月29日から平成23年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年1月29日

甲 東御市県 281 番地 2

東御市長

乙 東御市新張 210 番地
株式会社ライフサポート陽心

代表取締役

災害時におけるLPGガスに係る協力に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と長野LPG協会上小支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県LPGガス協会（以下「丙」という。）は、災害時におけるLPGガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時におけるLPGガスに係る保安の確保及び応急仮設住宅及び公共施設等に対するLPGガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し第3条に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

2 乙は、甲より協力要請を受けた業務の一部を丙に協力を要請することができる。

3 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力業務）

第3条 協力業務は次のとおりとする。

（1）被災地域のLPGガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給

（2）供給設備設置場所以外で発見されたLPGガス容器について容器所有者等が行うべき回収及び保管

（3）応急仮設住宅又は避難所等公共施設へのLPGガスが供給されることとなった場合のLPGガス供給設備工事及びLPGガス供給

（4）販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査

（5）前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びLPGガス供給のために特に必要な業務

（費用）

第4条 前条第3号の規定により乙が行った業務の費用並びに乙が供給したLPGガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の通常価格を基準として、甲、乙が協議の上決定する。

2 甲は、前項に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として30日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

（役割分担）

第5条 甲は、災害時において円滑にLPGガスが供給できるため、あらかじめ公共施設等にLPGガス供給設備を設置又は併設、及び防災資材の整備に努めるものとする。

2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第3条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。

3 乙は、甲より要請された業務を実施する他、災害対策上必要と思われる報告を求められた時は、速やかに、甲及び丙に報告する。

（連絡体制）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部総務課、乙においては乙の事務局とし、

- 丙においては、丙の事務局とする。
- 2 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にL Pガス災害対策本部を設置する。
- 3 甲、乙、丙は、この協定の運用に支障を来たさないよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。
- 4 甲、乙、丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡網の整備)

- 第7条 乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲、丙に提出するものとする。
- 2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、丙に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

- 第8条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(災害補償)

- 第9条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事したものが、そのために死亡し、もしくは疾病にかかり、または障害となった場合の災害補償は、次に掲げる場合を除き、東御市消防団員等公務災害補償条例（平成16年東御市条例第164号）の規定により補償する。
- (1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適応がある場合
- (2) 従業者の故意または重大な過失による場合
- (3) 当該損害について、乙、丙または従業者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (4) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協定の有効期間)

- 第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

- 第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙、丙は相互に協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 2月 1日

甲 東御市
市長

印

乙 長野L P協会上小支部
支部長

印

丙 一般社団法人長野県L Pガス協会
会長

印

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に規定する放送要請に関して、東御市長花岡利夫（以下「甲」という。）と株式会社エフエムとうみ代表取締役 加藤行孝（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づき、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（要請の手続き）

第2条 甲は、法第57条の規定に基づき放送を求める場合は、乙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第3条 乙は甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

甲の連絡責任者 東御市総務課長

乙の連絡責任者 株式会社エフエムとうみ放送局長

（雑則）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

第6条 この協定は、平成22年12月22日から適用する。

この協定の証として、協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年12月22日

甲 長野県東御市県281番地2
東御市長 花岡利夫

乙 長野県東御市田中202番地
株式会社エフエムとうみ
代表取締役 加藤行孝

災害等緊急情報の放送要請に係る経費負担に関する覚書

東御市（以下「甲」という。）が株式会社エフエムとうみ（以下「乙」という。）へ行う放送要請等に係る経費については、次のとおり取扱うものとする。

（経費の発生）

第1 乙は、甲の放送要請に係る経費を甲に請求することができる。

（標準経費）

第2 放送要請に係る費用は、次に掲げる計算式で算出した費用を標準とし、必要に応じて甲乙協議の上、決定する。

(1) 放送料 番組放送料^{*1} × 実施時間^{*2}

(2) 緊急警報放送料 番組放送料^{*1} × 実施日

※1 番組放送料は、別途設定する単価を使用する。

※2 実施時間は、商用番組の放送時間を除いた時間とし、1時間に満たない場合は1時間として算出する。

（その他経費の負担等）

第3 緊急警報放送に必要な設備等の経費は、甲が負担する。

（協議事項）

第4 この基準に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

平成23年2月4日

甲 所在地 長野県東御市県281-2

東御市

氏名 東御市長 花岡 利夫

乙 所在地 長野県東御市田中202

株式会社エフエムとうみ

氏名 代表取締役 加藤 行孝

災害時における東御市と美郷町との相互応援に関する協定

東御市（以下「甲」という）と美郷町（以下「乙」という）との間において、災害における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、甲又は乙独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生した時は、必要事項を示して応援を要請する。

（協力）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従ってできる限り応援するよう努める。

（応援内容）

第4条 甲又は乙が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資（食糧、生活必需品）の供給
- (2) 被災者及び被災児童の一時受入
- (3) 応急対策等に要する職員の派遣及び資機材、物資等の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による応援として行うことを相当と認めたもの

（輸送）

第5条 応急物資等の輸送は、原則として応援する側が行うものとする

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した側が負担するものとし、その額については甲乙協議の上、定めるものとする。

（ボランティアへの支援）

第7条 甲又は乙は、本協定の趣旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があった場合は、その旨を通報するなど、適切な支援が図られるよう努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月15日

長野県東御市県281番地2
甲 東御市
東 御 市 長 花 岡 利 夫 印

秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10
乙 美郷町
美 郷 町 長 松 田 知 己 印

災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

東御市(以下「甲」という。)と社団法人長野県建築士会上小支部(以下「乙」という。)は、東御市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき(以下「災害時」という。)に、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、東御市の地域における災害時に、東御市地域防災計画に基づき、甲が指定する避難施設等に対して行う応急危険度判定について、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(応急危険度判定)

第2条 「長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱」により登録された判定士が、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」により行う。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要が生じた場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、文章をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、甲からの応急危険度判定の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、応急危険度判定を実施するものとする。

2 乙は、震度5弱以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

3 乙は、災害発生後8時間以内に応急危険度判定を実施するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、改めて乙に実施時間の延長を要請することができる。

(事前計画)

第5条 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑な実施を図るため、組織体制及び連絡体制(以下「組織体制等」という。)をあらかじめ定めておかなければならない。

2 乙は、組織体制等を定めた時又は変更したときは、その内容を甲に報告するものとする。

(報告)

第6条 乙は、応急危険度判定に従事する場合、その活動の内容及び状況並びに従事に知り得た災害情報を、速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、応急危険度判定を従事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定結果
- (2) 従事した人員及び名簿

(3) 従事によって知り得た災害情報

(4) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 この協定に基づく応急危険度判定に要した経費は、甲乙協議のうえ決定する額を甲が負担するものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、または障害となった場合の補償は、東御市消防団員等公務災害補償条例(平成16年東御市条例第166号)の規定により補償するものとする。

(経費等の請求)

第9条 乙は、第7条に規定する経費及び前条に規定する災害補償(以下「経費等」という。)の請求については、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費等の支払)

第10条 甲は、前条の規定により経費等の請求があったときは、その内容を審査し適当であると認めたときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。ただし甲及び乙のいずれからも本協定の改廃について申し出がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に当って疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年10月3日

甲 東御市県281番地2

東御市長

乙 上田市材木町一丁目2番6号 上小地方事務所建築課内
社団法人 長野県建築士会 上小支部

支部長

災害時における物資供給に関する協定書

東御市（以下「甲」という）と東御市くらしの会（以下「乙」という）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東御市地域防災計画に基づき、災害発生時における物資の調達に関して甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡し場所等を記載した文書をもっておこなうものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請をうけた時は、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前に置ける小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ速やかに決定する。

(費用の支払)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年2月4日

甲 長野県東御市県281番地2

東御市長 花岡 利夫

乙 長野県東御市県281番地2

東御市くらしの会

会長 佐藤 千枝

東御市地域防災計画
災害時における緊急対応物資

資料編

大分類	主な品種
日用品等	ティッシュ
トイレ関係等	トイレットペーパー

災害時における飲料水等の供給に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）とサントリービバレッジサービス株式会社関東・信越営業本部（以下「乙」という。）は、東御市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が相互に協力して、住民生活の早期安定及び被災者支援を図るため、飲料水等の迅速かつ円滑な供給に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が飲料水等を必要とするときには、乙に対して飲料水等の供給に係る協力を要請することができる。

（協力の内容）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときには、以下の内容について協力するものとする。

- (1) 乙は、緊急時飲料提供型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- (2) 乙は、速やかにフォローワーク体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対応するものとする。
- (3) 乙は、保有飲料水等の優先的な安定供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲は、この協定による要請を行う時は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急をする時は口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（引き渡し等）

第6条 飲料水等の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が指定する輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により飲料水等の運搬を行うときには、乙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 緊急時飲料提供型自動販売機内の飲料水等を除き、乙が供給した飲料水等の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前の適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、前2項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者、担当者を定めるものとする。また、期間の途中において内容に変更が生じたときは、速やかに相手先に報告するものとする。

2 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び飲料水等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年10月3日

甲 長野県東御市県281番地2

東御市長

乙 長野県長野市真島町真島1388番地

サントリービバレッジサービス株式会社
関東・信越営業本部

本部長

災害時における電気の保安に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会長野支店（以下「乙」という。）は、甲に発生した地震、風水害その他による災害発生時（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は甲の施設の電源復旧の支援を行なう。

2 電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備並びに、甲が乙以外の者と電気保安に関する契約を締結している高圧設備及び特別高圧設備の電源復旧について、甲から要請があった場合可能な限り支援を行う。

3 乙は甲に対して、甲の施設での電気の安全使用に関して必要なアドバイスを行う。

4 甲及び乙は災害復旧に当たって、相互に協力し電源復旧に必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（相互の連絡）

第3条 甲と乙は本協定書を遵守するために、災害応急対策業務の電気の保安に関する必要な事項について相互に連絡するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務の内容を文書で通知し、要請するものとする。

2 前項の規定に係らず災害時の状況により、文書による支援要請が出来ない場合は、口頭による要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には一切請求しない。

（第三者に対する損害賠償）

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（防災体制の連絡）

第7条 乙は乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出し、以降書面に変更があった場合は速やかに再提出するものとする。

（防災訓練）

第8条 乙は甲の要請があった場合、甲が主催する総合防災訓練に参加するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は締結した日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出のない

場合は、この協定を有効期間満了後 1 年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第 10 条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 26 年 1 月 15 日

甲 長野県東御市県 281 番地 2
東御市

東御市長

乙 長野県長野市桐原一丁目 5 番 8 号
一般財団法人 中部電気保安協会

長野支店長

災害時における施設使用に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と学校法人郁文館夢学園（以下「乙」という。）とは、災害時における指定避難所の確保について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の管理する学校法人郁文館夢学園奈良原研修センター志高館を指定避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第2条 災害時等において、乙は、甲が指定避難所として指定する学校法人郁文館夢学園奈良原研修センター志高館の本館及び別館（以下「施設」という。）を市民等に使用させるものとする。

（施設変更の報告）

第3条 乙は、施設の増改築等により、本協定による施設の範囲及び面積等に変更が生じる場合又は事情により使用が不可能となる場合は、遅滞なく甲に連絡するものとする。

（指定避難所の開設）

第4条 甲は、災害時等において、指定避難所を開設する必要が生じたときは、乙に対して、施設を使用することを要請することができる。

2 甲は、前項に規定する要請にあっては、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で行うものとする。ただし、口頭による場合は、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、指定避難所を開設するときは、乙の立会いのうえ指示に従うものとする。

（協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、次に掲げる内容について協力するものとする。

(1) 乙は、業務に支障を生じない範囲で、施設を提供することに努めるものとする。

(2) 避難者の受入れ可能人員及び必要物資等の調達については、甲乙双方が協議し、別に定めるものとする。

（施設使用料）

第6条 本協定に基づく施設の使用料は無料とする。

（施設の管理）

第7条 災害時等に甲が施設を使用する場合の施設の管理及び運営については、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第8条 前条の施設の管理及び運営に関わる費用については、甲の負担とする。

（指定避難所解消への努力）

第9条 災害時等に指定避難場所として使用した場合、甲は、乙が早期に業務を再開できるように配慮するとともに、当該指定避難所の早期閉設に努めるものとする。

(指定避難所の閉設)

第10条 甲は、指定避難所を閉設するときは、乙に使用終了届を提出するとともに現状復旧を行い、乙の確認を受けた後、乙に明け渡すものとする。

(連絡体制)

第11条 甲及び乙は、第4条第2項に規定する要請の手続きを迅速かつ円滑に行うため、連絡担当者を定めるものとする。また、この協定期間の途中において内容に変更が生じたときは、速やかに相手先に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、更に1年間期間を延長するものとし、以後同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年7月1日

甲 長野県東御市県281番地2
東御市長 花岡利夫

乙 東京都文京区向丘2-19-1
学校法人 郁文館夢学園
理事長 渡邊美樹

災害時における災害対応の協力に関する協定

東御市（以下「甲」という。）と、信州うえだ農業協同組合（以下「乙」という。）とは、市内に災害が発生した場合の災害対応の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策等に必要があると認めたときは、乙に対して災害対応の協力を要請できるものとする。

（災害対応の範囲）

第2条 甲が、乙に要請できる災害対応の範囲は、次に掲げる内容とする。

- (1) 救援物資の一時保管場所として倉庫等の空きスペースの提供
- (2) 災害対応の協議等を行う場所として会議室等の部屋の提供
- (3) 救援物資の仕分け、運搬作業等に関する労務の提供
- (4) 災害対応に必要な重機や車両の提供
- (5) 災害応急対策に必要な燃料や物資の供給
- (6) 日用品等の生活必需品や食料の供給
- (7) その他甲が災害対応に必要と認め、かつ、乙が提供できる事項

（要請方法）

第3条 第1条の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは口頭によることができるものとする。

（物資等の引渡し）

第4条 物資等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担）

第5条 乙が提供した物資等に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に掲げる費用は、災害発生時直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ速やかに決定する。

（費用の支払い）

第6条 前条に掲げる費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙双方協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了通知をしない限り、その効力を有するものとする。

甲 東御市県 2 8 1 番地 2

東御市長

乙 長野県上田市大手二丁目 7 番 10 号
信州うえだ農業協同組合

組合長

災害時の医療救護についての協定書

上田地域広域行政事務組合（以下「甲」という。）と社団法人上田市医師会（以下「乙」という。）、社団法人小県郡医師会（以下「丙」という。）及び社団法人上田小県歯科医師会（以下「丁」という。）とは災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害時における広域的な対応を図るため、甲を組織する市町村（坂城町を除く。以下「組織市町村」という。）がそれぞれ策定する地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時に行う医療救護に対する乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙等は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙等は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

3 甲は、前2項の規定により乙等から提出を受けた医療救護計画を、組織市町村に周知するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 組織市町村は、それぞれの防災計画に基づき、必要に応じ乙等に医療救護班の派遣を要請するとともに、甲に報告するものとする。

2 乙等は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班の派遣を要請した組織市町村に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、乙等が第1項の規定による組織市町村からの要請を待たずに入医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲を通じて派遣した組織市町村に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 乙等が派遣する医療救護班に対する指揮は、医療救護活動の迅速かつ円滑な運営を図るため、派遣を受ける組織市町村が、乙等のそれぞれの代表者を通じて行う。

2 乙等のそれぞれの代表者は医療救護活動の総合調整を図るため、必要に応じて協議するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙等が派遣する医療救護班は、派遣を受ける組織市町村が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 救急処置の実施
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体の検索
- (6) その他必要な事項

（医療救護班の輸送）

第6条 派遣を受ける組織市町村は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙等が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののはか、派遣を受ける組織市町村が供給するものとする。

(救護所の設置等)

第8条 組織市町村又は甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 組織市町村又は甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙等の協力を得て救護所を設置する。

3 派遣を受ける組織市町村は、救護所において医療救護活動が必要とする給食及び給水を行うものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第10条 派遣を受けた組織市町村は、乙等が医療救護を実施した場合に要する次の費用を負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要する費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(損害補償)

第11条 派遣を受けた組織市町村は、医療救護活動従事中に乙等が災害を受けたときは、甲の上田地域広域行政事務組合に上田市及び組織市町村の条例を準用する条例（平成3年組合条例第16号）第2項第9号の規定に準じ、そのつど協議して補償を行うものとする。

2 第8条の規定による救護所を設置した医療施設並びに傷病者を転送した医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、派遣を受けた組織市町村が負担する。

(第三者に対する損害補償)

第12条 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲・乙等及び派遣を受けた組織市町村が協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第13条 乙等は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を派遣した組織市町村に報告するものとする。

2 組織市町村は、前項に規定する報告を乙等から受けたときは、報告書を取りまとめ速やかに甲に提出するものとする。

(費用等の請求)

第14条 乙等は、第10条に規定する費用及び第11条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用等の支払)

第15条 派遣を受けた組織市町村は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を精査し、適当であると認めたときは、その費用を速やかに乙等に支払うものとする。

(細目)

第16条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲、乙等及び派遣を受けた組織市町村が協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第18条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成9年2月1日から平成9年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙等から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁各々が記名押印のうえ、

平成9年2月1日

長野県上田市天神二丁目4番55号
甲 上田地域広域行政事務組合
上記代表者

上田地域広域行政事務組合長 竹下 悅男 印

長野県上田市中央二丁目22番10号
乙 社団法人上田市医師会
上記代表者

上田市医師会長 宮下 美生 印

長野県上田市常田二丁目1番10号
丙 社団法人小県郡医師会
上記代表者

小県郡医師会長 小川原 辰雄 印

長野県上田市材木町一丁目3番6号
丁 社団法人上田小県歯科医師会
上記代表者

上田小県歯科医師会長 宮坂 昌弘 印

医療救護活動実施細則

平成9年2月1日付をもって締結した「災害時の医療救護についての協定書」（以下「協定書」という。）第16条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

（医療救護組織）

第1条 医療救護組織は、医療救護班及び後方医療機関から構成する。

2 医療救護班は、医師1名及び看護婦2名又は歯科医師1名及び歯科衛生士2名で構成し、必要がある場合は、保健婦又は助産婦を加えることができる。

（実施報告）

第2条 乙等は、協定書第3条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、各班ごとの医療救護活動実施報告書（様式第1号）、医療報告書（様式第2号）、助産報告書（様式第3号）及び医薬品等使用報告書（様式第4号）により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。

（事故報告）

第3条 乙等は、協定書第3条の規定に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（様式第5号）により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。

（医療施設等損傷報告書）

第4条 乙等は、協定書第3条の規定に基づく医療救護活動において、医療施設及び設備を損傷したときは、医療施設及び設備損傷報告書（様式第6号）により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定書第10条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第6条 乙等は、協定書第14条に規定する費用等の請求は、費用弁償請求書（様式第7号）医薬品等実費弁償請求書（様式第8号）及び医療施設及び設備の損傷に係る損害補償請求書（様式第9号）により派遣した組織市町村に請求するものとする。

(別表)

費用の種類	対象者	費用算定の基礎となる規定
報酬	医師 歯科医師 保健婦 助産婦 看護婦	災害救助法施行規則(昭和34年長野県規則第3号) 第9条別表第3の1の例による。この場合において、同表の1のア中「日当」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。
	歯科衛生士	災害救助法施行規則第9条別表第3の1のアの(ウ)の例による。
旅費	医師 歯科衛生士	特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和55年上田市条例第2号)第11条、第12条及び第14条の例による。
	保健婦 助産婦 看護婦 歯科衛生士	職員の旅費に関する条例(昭和46年上田地域広域行政事務組合条例第7号)第2条の規定に基づく職員の旅費に関する条例(昭和35年上田市条例第40号)の例による。
時間外勤務手当	医師 歯科医師 保健婦 助産婦 看護婦 歯科衛生士	上田地域広域行政事務組合に上田市および組織町村の条例を準用する条例(平成3年上田地域広域行政事務組合条例第16号)第2条第11号の例による。この場合において、同条第11号に規定する条例第42条の勤務1時間当たりの給与額は、災害救助法施行規則第9条別表第3の1に規定する日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

※様式は省略

災害時等における応援に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）とヴェオリア・ジェネット株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害等により上下水道施設の迅速かつ適切な機能の維持及び回復の必要が生じたとき又は生じる恐れがあるとき（以下「災害時等」という。）における甲の業務の応援（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に、甲の要請に基づき乙が実施する応援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙に対して応援を要請することができる。
2 乙は、前項の規定による応援の要請を受けたときは、乙の営業に支障がない限り、これを受諾するものとする。
3 乙が応援の要請を受諾した時は、甲は、その業務が円滑に実施できるよう、必要な援助及び指示を行うものとする。

（要請の手続き）

第3条 前条の規定による応援の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により行うことができるものとする。

（応援業務）

第4条 甲が乙に応援を要請する業務は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 電話及び窓口対応業務
(2) 広報活動業務
(3) 情報収集業務
(4) 乙が所有する給水車両による応急給水等の支援活動業務
(5) 前各号に掲げるもののほか、甲が災害時等において必要と認める業務であって、乙が提供できるもの

（労災補償）

第5条 この協定に基づき応援業務に従事した者が当該活動により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙の労災保険により補償するものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第6条 乙が、この協定に基づく応援業務従事中に第三者に損害を与えた場合は、その賠償方法及び賠償額は、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

（応援業務の報告）

第7条 乙は、応援業務が終了したときは、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 従事した人数及び従事した期間
- (2) 使用した機材等の種類、数量及び使用時間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

(経費の負担)

第8条 応援業務に要した経費については、甲乙が協議して決定した額を、甲が負担するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、乙より経費の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに甲又は乙のいずれからも本協定の改廃について申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(継承)

第11条 甲又は乙の組織に変更があったときは、この協定を変更後の組織へ継承するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月29日

甲 長野県東御市県281番地2
長野県東御市

東御市長

印

乙 東京都港区海岸3丁目20番20号ヨコソーレインボータワー
ヴェオリア・ジェネット株式会社

代表取締役

印

給水援助協定

東御市長 花岡利夫（以下「甲」という。）と上田市上下水道事業管理者 小山田秀士（以下「乙」という。）は、災害時等非常時における相互給水援助について、次のとおり協定する。

（給水援助の範囲）

第1条 甲及び乙は、災害時等非常時においては、それぞれの給水区域内における給水に支障のない範囲で相互に給水援助をするものとする。

（給・受水の地点）

第2条 甲及び乙が相互に行う給水援助地点は以下の地点とする。
上田市大屋 438 番地先

（給水の手続き）

第3条 甲及び乙は、給水を受けようとするときは、速やかにその理由を明記した給水依頼書により相手方に給水を依頼し、承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により依頼することができる。

（経費の負担）

第4条 給水援助に伴う経費は、受水者が負担するものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1ヶ月前までに甲、又は乙から異議の申し出がないときは、期間満了日の翌日から起算してさらに1年間の効力を有するものとし、以後も同様とする。

（補則）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び、この協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し甲乙記名押印のうえ各自1通所持する。

平成20年10月 1日
甲 東御市長
花岡 利夫

乙 上田市上下水道事業管理者
小山田 秀士

上水道緊急時の給水相互支援協定書

小諸市長 芹澤 勤と東御市長 花岡利夫とは、上水道の緊急給水に関する相互支援災害時等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小諸市上水道施設と東御市上水道施設とが近接していることから、両者の水道施設（配水管）の接続をおこない、どちらかの水道施設の配水機能が停止し、断水が発生した配水区域に緊急給水を要するとき、相互支援を行うものとする。

(施設整備と費用負担)

第2条 両者の水道施設（配水管）の接続に伴う費用（調査・設計・積算・発注及契約等に掛かる経費並びに工事費）は折半とする

(送配水手段と配水区域)

第3条 送配水施設については、既設の送配水施設を利用するものとし、小諸市は芝生田配水池水系、東御市は中屋敷配水地水系からの送配水とする。配水区域については、それぞれの配水地が抱える配水区域の配水量と配水能力等を考慮し、別途の配水区域図（資料一1）を基本とするが、送配水の発生時点において配水池能力並びに送配水状況等を掌握するなかで、両者協議のもと配水区域の設定を行うものとする。

(接続管の開閉栓と経費)

第4条 緊急給水が必要となる事態が発生した場合は、送配水の支援要請を市長に行い、両者の上水道職員の立会いのもとで接続管の開(閉)栓を行うものとする。開(閉)栓に掛かる経費は支援要請側の負担とする。

(水道料金等)

第5条 水道料金等については、給水量等の算定後、その都度、両者で協議するものとする。

(給水支援に関わる対応責任)

第6条 給水支援に関わる送配水並びに給水及び苦情等の対応については、両者でその対応についての検討・協議を行うが、その対応責任は事由発生側にあるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成21年4月1日からとし、どちらからも異議の申し出がない限り、継続するものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に関し、疑義が生じた場合又は協定に定めがない事項については、両者協議のうえ決定する。

以上、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、両者署名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年3月25日

小諸市長

東御市長

長野県水道協議会
水道施設災害等相互応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び渇水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第2条 会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

- 2 会長は、応援業務の全般について掌あく調整し、必要な指示を行うものとする。
- 3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

第3条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

- 2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規程にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

第4条 応援活動を迅速かつ適切に実施するため、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

- 2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の4地区とし、当該地区の会員をもって構成する。
- 3 応援地区的業務は、当該地区の理事4人をもって構成する応援地区会議により運営する。
- 4 前項の理事の互選により1名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。
- 5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。
- 6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。
- 7 前項の規定により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

(応援要請)

第5条 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事からの会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会から必要な応援活動を受けるものとする。

- (1) 水道等の被害状況
- (2) 応援の種類（応援給水、応急復旧、機械器具及び資材の提供等）
- (3) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格と量等）

- (4) 応援の期間・場所
- (5) 前号の集合日時及び集合場所
- (6) 応援先の連絡先・責任者

(応援活動)

第6条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前号各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(連絡担当部局等)

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

(応急給水作業)

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(応急復旧作業)

第9条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

(応急復旧資材の供出)

第10条 各会員は、会長から機械器具応援復旧資材の供出について要請のあったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

(応援職員の派遣)

第11条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請のあったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規定により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは必要な給水用具、作業用工具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

(応援経費の負担)

第12条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費等応援会員が平常時負担する経費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡担当部局等の報告)

第13条 各会員は、連絡担当部局並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するも

のとする。

(会員以外の市町村等への応援等)

第14条 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関することは、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。

2 日本水道協会への応援の要請に関することは、上水部会長（同協会長野県支部長）が行うものとする。

(防災連絡会議の設置)

第15条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

(補 則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の定めにより難いと認める事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

電柱巻付型のスポンサー広告付避難場所誘導看板に関する協定

東御市長花岡利夫（以下「甲」という。）と中電興業株式会社上田営業所長三浦明史（以下「乙」という。）は、東御市内の屋外広告物禁止地域における電柱巻付型のスポンサー広告付避難場所誘導看板（以下「広告付誘導看板」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東御市内に広告付誘導看板を掲出することにより、市民等に対し、災害時の避難場所を周知するとともに、平常時からの防災意識を啓発することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難場所 甲が定める指定緊急避難場所及び指定避難所をいう。
- (2) 広告主 本協定の趣旨に賛同し広告を掲出する企業等をいう。
- (3) 電柱 中部電力株式会社が所有する電柱をいう。

（避難場所の情報提供）

第3条 甲は、広告付誘導看板掲出のために必要な避難場所の情報を乙に提供し、本協定の目的的実現に必要な協力をを行うものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) 広告主を募り、広告付誘導看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 掲出された広告付誘導看板の維持管理及び市民等からの申し出等に対する対応を行うこと。
- (3) 広告付誘導看板の掲出状況について、甲の求める時及び新規掲出のあった時に報告を行うこと。
- (4) 避難場所の変更等により、広告付誘導看板の表示に訂正の必要が生じた場合は、甲の情報に基づき速やかに修正を行うこと。

（広告付誘導看板の仕様及び掲出）

第5条 広告付誘導看板の仕様及び掲出については、甲乙協議のうえ、法令等を遵守し、公序良俗に反しないものとするとともに、次の各号に該当するもので、周辺の景観及びユニバーサルデザインに十分配慮するものとする。

- (1) 広告付誘導看板の掲出数は美観風致維持の観点から必要最低限とすること。
- (2) 広告付誘導看板のスポンサー広告の占める割合は長さの1/4以下かつ30cm以下であること。
- (3) 平成6年策定の長野県内における電柱広告の自主規制指針を遵守したものであること。

2 広告付誘導看板に記載する避難場所誘導案内表示は、広告付誘導看板の掲出場所から最も近い距離の避難場所を記載することとする。ただし、地域の事情並びに河川及び道路等の状況により、これにより難い場合は、この限りではない。

（経費等）

第6条 広告付誘導看板の掲出及び維持管理に必要な一切の経費は、乙及び広告主が負担する。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年5月22日

甲 長野県東御市県281番地2
東御市長 印

乙 長野県上田市中央一丁目7番29号
中電興業株式会社 上田営業所
所長 印

東御市における協力に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と、東御市内郵便局（以下「乙」という。）は、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東御市民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、東御市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものと除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書7通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年6月28日

甲 東御市県 281 番地 2
東御市長

乙 東御市田中 103 番地 6
東御郵便局長

東御市大日向 303 番地 1
北御牧郵便局長

東御市本海野 1496 番地 122
本海野郵便局長

東御市和 2612 番地 7
和郵便局長

東御市祢 1824 番地 6
祢津郵便局長

東御市滋野乙 512 番地 9
滋野郵便局長

災害時における応援協力に関する協定書

上田地域広域連合（以下「甲」という。）、上小生コン事業協同組合（以下「乙」という。）及び上田地域広域連合規約（平成10年長野県指令9地第1289号。）第4条第6号の消防に関する事務（消防団及び水利施設に関する事務を除く）を共同処理する（別表の第6項の市町村欄に掲げる）市町村（以下「丙」という。）は、丙の区域内に係る火災、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、丙の区域内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害防ぎよ活動に係るこの応援協力について、適正かつ円滑な運営を期すため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請及び応援要請）

第2条 甲は、災害時において、丙から要請があったときに、乙に対し、応援協力を要請することができるものとする。ただし、甲が、災害防ぎよ活動のため必要があると判断したときは、この限りでない。

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、応援協力を行うものとする。

（応援協力の内容）

第3条 前条第2項に規定する応援協力は、次に掲げるものとする。

- (1) 消火用水の供給
- (2) 資材用砂、砂利等の供給
- (3) 乙の組合員が所有する工場敷地の提供
- (4) その他、乙の応援協力が可能なもので甲及び丙が必要と認めるもの

（要請手続）

第4条 甲は、第2条第1項に規定する応援協力の要請を行うときは、応援協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の対応）

第5条 乙は、甲から第2条第1項に規定する要請を受けたときは、直ちに要請事項に対応するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第2条第2項及び第3条に規定する応援協力を実施したときは、その応援協力の終了後、速やかに応援協力報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第2条第2項及び第3条に規定する応援協力に要した経費は、被災した市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

第8条 前条の規定により、乙から経費の請求があった場合、甲及び丙がその内容が適当であると認めたときは、丙は、その経費を速やかに支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定書の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届（様式第3号）により相手方に報告するものとする。その内容に変更があった場合も同様とする。

(災害補償)

第10条 この協定に基づく業務に従事した者に係る災害補償は、その応援協力を受けた市町村の消防団員等公務災害補償条例の損害補償の規定によるものとする。

(情報提供)

第11条 乙は、乙が応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び丙に可能な限り速やかに提供するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間終了日1か月前までに、甲乙丙いずれからも協定解消の通知がない場合は、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙間で協議のうえ、決定するものとする。

(附則)

第14条 この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書を6通作成し、甲乙丙署名押印のうえ、各自1通保有する。

平成30年 月 日

甲 長野県上田市上丸子1612番地
上田地域広域連合
広域連合長

乙 長野県上田市蒼久保1039番地6
上小生コン事業協同組合
理事長

丙 長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号

上田市

上田市長母袋創一代理 上田市副市長

長野県東御市 281 番地 2

東御市

東御市長

長野県小県郡長和町古町 4247 番地 1

長和町

長和町長

長野県小県郡青木村大字田沢 111 番地

青木村

青木村長

第 年 月 日 号

上小生コン事業協同組合
理事長 様

上田地域広域連合
広域連合長

応援協力要請書

災害時における応援協力に関する協定書第4条に基づき、下記のとおり応援協力を要請します。

記

- 1 要請日時
- 2 災害の種別
- 3 災害発生場所
- 4 災害の状況
- 5 応援協力の種別
- 6 その他必要な情報

第 年 号
月 日

上田地域広域連合
広域連合長 様

上小生コン事業協同組合
理事長

応援協力報告書

災害時における応援協力に関する協定書第6条に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 災害の種別
- 2 災害発生場所
- 3 災害発生日時
- 4 応援協力受報時間
- 5 応援協力の種別
- 6 応援協力の行動経過
 - (1) 従事時間（開始時間及び終了時間）
 - (2) 車両等の種別及び台数
 - (3) 人員
- 7 応援協力の概要
- 8 応援協力に要した資材等の種別及び数量
- 9 応援協力従事者の負傷等の有無及び状況
- 10 その他必要事項

連絡責任者届

(団体名)

年　月　日現在

役職	ふりがな 氏名	連絡先 電話番号	備考 (連絡順等)

災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープながの（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の域内において地震、風水害、その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給及び運搬に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給および運搬について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおりとする。

（応急生活物資供給等の要請手続）

第6条 甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急をするときは口頭又は電話をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。甲と乙は連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとし、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。また、運搬に関する費用が大きくかかる場合は、協議の上負担について決定するものとする。

（応急生活物資の取引）

第8条 応急生活物資の引き渡し場所は、協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第9条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、協議のうえ決定するものとする。

（広域的な支援体制）

第10条 乙は、他の生活協同組合等と相互に連携を強化し、広域な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第11条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、協議のうえ決定するものとする。

（法令の遵守）

第12条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他関係法令を遵守するものとする。

(協定期間)

第13条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定書締結の日から1年間とする。

2 協定期間満了日の1月前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、協定期間満了日の翌日から更に1年間延長されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年2月14日

甲 長野県東御市県281番地2

東御市長

乙 長野県長野市篠ノ井御幣川668
生活協同組合コープながの

代表理事理事長